

川崎市ふるさと納税推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 ふるさと納税制度を活用し、川崎市のイメージを向上させ、応援してくれる方を増やし、来てくれる方を増やすとともに、事業を加速させ、財源を増やすことで、川崎市の魅力が広く認知されることを促進し、市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」の醸成につなげていくため、本制度の積極的な推進を図ることを目的として、「川崎市ふるさと納税推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）本市への寄附の促進に関すること。
- （2）返礼品等の選定に関すること。
- （3）寄附対象事業の選定に関すること。
- （4）寄附金制度の広報に関すること。
- （5）国等への要望に関すること。
- （6）前5号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は財政局担当副市長を、副本部長は財政局長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部を補佐し、本部会議に係る重要事項を協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、財政部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、財政部寄附財源担当課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 9 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部、幹事会及び部会の庶務は、財政局財政部寄附財源担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和2年8月1日から施行する。(組織改正)

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）「川崎市ふるさと納税推進本部」

	メンバー	所管内容
1	副市長	本部長
2	総務企画局長	シティプロモーション・企画調整
3	財政局長	財政・税制
4	市民文化局長	スポーツ・文化
5	経済労働局長	商業・観光・農業
6	臨海部国際戦略本部長	臨海部ビジョン

別表 2（第 6 条関係）「幹事会」

	局 名	部課名	補職名
1	財政局	財政部	部長
2	総務企画局	秘書部政策調整担当	担当課長
3	総務企画局	シティプロモーション推進室 (ブランド戦略担当)	担当課長
4	総務企画局	シティプロモーション推進室 (広報担当)	担当課長
5	総務企画局	都市政策部企画調整課	課長
6	総務企画局	総務部庶務課	課長
7	財政局	財政部 (寄附財源担当)	担当課長
8	財政局	財政部庶務課	課長
9	財政局	財政部財政課	課長
10	財政局	税務部税制課	課長
11	市民文化局	市民生活部企画課	課長
12	経済労働局	産業政策部企画課	課長
13	臨海部国際戦略本部	事業推進部	担当課長